

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 4 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金 9 0 8 , 9 4 7 円

3 和解の内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、908,947 円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申し立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

令和 3 年 11 月 27 日（土）午後 3 時 10 分頃、和解の相手方が、国分海浜公園の園路をランニング中、園路側溝のグレーチングが破損し、当該相手方が受傷したため、過失割合に応じてその損害を賠償し、和解しようとするものである。

(別紙)

事 故 概 要

1 事故発生日時 令和3年11月27日(土)午後3時10分頃

2 事故発生場所 霧島市国分下井2512 国分海浜公園 園路

3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中 重 真 一

(乙) ***

4 事故の概要 令和3年11月27日(土)午後3時10分頃、和解の相手方が、国分海浜公園の園路をランニング中、園路側溝のグレーチングが破損し、当該相手方が受傷した。

5 過失割合 甲 100% 乙 0%

6 損害賠償金額 金908,947円

○ 位置図



○ 詳細図

